

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番16号

氏名 共英製鋼株式会社

代表取締役 廣富 靖以

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

公開用

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

許可の年月日

令和6年3月26日

許可の有効年月日

令和11年3月25日

茨城県知事 大井川 和彦



1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

## 中間処分

溶融：燃え殻(\*7)、汚泥(\*3)(\*6)(\*8)、金属くず(\*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(\*3)(\*6)、鉱さい(\*8)、がれき類(\*3)、ばいじん(\*8) 以上7種類

加熱：汚泥（廃トナーに限る。）(\*3)(\*5)(\*7)、廃プラスチック類(\*3)(\*5) 以上2種類

破碎：汚泥（廃トナーに限る。）(\*3)(\*5)(\*7)、廃プラスチック類(\*3)(\*5) 以上2種類

(※) 記載品目については、(\*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(\*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(\*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む、(\*7) 水銀含有ばいじん等を除く、(\*8) 水銀含有ばいじん等を含む

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記1のとおり。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

| 許可（届出）年月日 | 変更内容 | 許可（届出）年月日 | 変更内容 |
|-----------|------|-----------|------|
| 令和6年3月26日 | 新規許可 |           |      |
|           | 以下余白 |           |      |
|           |      |           |      |
|           |      |           |      |

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

別記 1

事業の用に供する施設の所在地、処理施設及び保管施設の概要

茨城県土浦市大畑 5 8 0 番地

処理施設

| 施設の種類 | 処理能力               | 産業廃棄物の種類  | 設置年月日<br>許可年月日<br>許可番号                            |
|-------|--------------------|---|---|
| 溶融施設  | 70 t/日<br>(24 時間)  | 燃え殻 (*7)、汚泥 (*3) (*6) (*8)、金属くず (*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (*3) (*6)、鋳さい (*8)、がれき類 (*3)、ばいじん (*8) 以上 7 種類 | 平成 28 年 3 月 30 日<br>平成 27 年 12 月 10 日<br>1-1-0421 |
| 加熱施設  | 4.88 t/日<br>(8 時間) | 汚泥 (廃トナーに限る) (*3) (*5) (*7)、<br>廃プラスチック類 (*3) (*5)<br>以上 2 種類   | 平成 28 年 3 月 30 日<br>平成 27 年 12 月 10 日<br>1-1-0419 |
| 破碎施設  | 4.88 t/日<br>(8 時間) | 汚泥 (廃トナーに限る) (*3) (*5) (*7)、<br>廃プラスチック類 (*3) (*5)<br>以上 2 種類   | 平成 28 年 3 月 30 日<br>平成 27 年 12 月 10 日<br>1-1-0420 |

(※) 記載品目については、(\*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(\*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(\*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む、(\*7) 水銀含有ばいじん等を除く、(\*8) 水銀含有ばいじん等を含む